特別養護老人ホーム神田の里

指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業運営規程

第1条 (事業の目的)

社会福祉法人いわき会が設置するユニット型介護予防短期入所生活介護事業所(以下「事業所」という。)において実施する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、医師、生活相談員、看護職員、介護職員、栄養士、機能訓練指導員その他の従業者(以下「短期入所介護従事者」という。)が、要介護状態〔要支援状態〕の利用者に対し、適切な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

指定短期入所生活介護の提供においては、要介護状態の利用者が可能な限り その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことがで きるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能 訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びにその家族の身体的及 び精神的負担の軽減を図るものとする。

指定介護予防短期入所生活介護の提供において、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。
- 4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

- 5 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急や むを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとする。
- 6 前項の身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の 心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 7 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。
- 8 事業所は、提供するサービスの質の評価はもとより、第三者による外部 評価の導入を図るよう努め、常にサービスの質の改善を図るものとする。
- 9 前8項のほか、「寝屋川市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」 (平成30年寝屋川市条例第55号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

第3条 (事業の運営)

指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

第4条 (事業所の名称等)

事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称:特別養護老人ホーム神田の里
- (2) 所在地:大阪府寝屋川市上神田一丁目31番1号

第5条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1)施設長(管理者) 常勤1名

職員を指揮監督し、業務の実施状況の把握と事業の管理を一元的に行うものとします。

(2)医師 1名以上

施設内診療において、利用者の健康管理に対する措置及び療養上の指導等を行うもの とします。

(3)生活相談員 1名以上

利用者又はその家族からの相談に対する対応及び必要な援助・指導等を行い、サービス上の連絡調整に従事するものとします。

(4)看護職員 1名以上

利用者の健康状態を把握し、配置医師等の指示により、利用者の健康維持のための必要な看護を行うものとします。

(5)介護職員 9名以上

利用者個々の心身の状態に応じ、可能な限りその自立の支援を念頭に、充実した生活がおくれるよう、日常生活上の介護及び相談・援助を行うものとします。

(6)機能訓練指導員 1名以上

利用者個々の心身の状況を踏まえ、日常生活を営むうえでの必要な機能の改善又は維持及び減退防止のための機能訓練を行うものとします。

(7)介護支援専門員 1名以上

利用者個々の心身の状況に応じ、地域密着型介護福祉施設サービス計画の作成を行い、 実施状況の把握及び計画の見通し・変更を行うものとします。(介護職員と兼務)

(8)管理栄養士 1名以上

利用者個々の身体の状況に合った栄養管理・衛生管理等を行うものとします。

- 2 前項に定めるものの他、必要がある場合はその他の従業者を置くことができる。
- 第 6 条 (指定短期入所生活介護 [指定介護予防短期入所生活介護]の 利用定員)

利用者が申込みをしている当該日の指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの定員数(29 名)より実入所者数及び短期入所生活介護の利用者を差しひいた数とする。

空床利用型 ユニット数:3

ユニット入居定員:けやき通り(2 階)特別養護老人ホームの定員 10 名以内、 しらかば通り(3 階) 特別養護老人ホームの定員 10 名以内、たちばな通り(4 階) 特別養護老人ホームの定員 9 名以内

- 第7条 (指定短期入所生活介護 [指定介護予防短期入所生活介護]の内容) 指定短期入所生活介護 [指定介護予防短期入所生活介護]の内容は、次のと おりとする。
 - (1)介護
 - (2)食事
 - (3)入浴
 - (4) 排泄
 - (5)機能訓練
 - (6)健康管理
 - (7) 相談援助
 - (8) 送迎
 - (9) その他のサービス提供

第8条 (利用料その他の費用の額)

指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)によるものとする。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 127 号)によるものとする。
- 3 事業所は前二項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払 いを利用者から受ける事ができる。
- ① 食事の提供に要する費用

1,650 円/日

②滞在に要する費用

ユニット型個室

2.700 円 / 日

③日用品費(個人用のティッシュペーパー、歯ブラシ、歯磨き粉、個人の好みによるフェイスタオル、バスタオル等) 実費

④家電使用料

55 円/日

⑤クラブ活動費(クラブ活動に係る材料費)

実費

⑥日常生活管理費(貴重品の管理)

69 円/日

- ⑦理美容代 カット 1.572 円/回 シェービング 525 円/回
- ⑧その他の料金(コピー代〈白黒 12 円、カラー53 円〉、通信費(はがき、切手、 封筒等)、予防接種料等) 実費
- ②その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。4 前項第 1号及び第 2号の費用について、介護保険法施行規則第 83条の 6 〔第 97条の4〕の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあっては、当該認定証に記載されている負担限度額と第 4 項及び第 5 項に掲げる費用の額に基づいて実際に支払った額と比較して、どちらか低い方の額とする。
- 5 前 3 項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又その家族に対して 利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交 付する。
- 5 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供の開始 に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び 費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名 (記名押印)を受けることとする。
- 6 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 7 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護 [指定介護予防短期入所生活介護] に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護 [指定介護予防短期入所生活介護] の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対して交付する。

第9条 (通常の送迎の実施地域)

通常の送迎の実施地域は寝屋川市とする。

第10条 (衛生管理等)

事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3)事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

第11条 (サービス利用に当たっての留意事項)

居室、共用施設、敷地その他の利用に当たっては、本来の用途に従って、妥 当かつ適切に利用するものとする。

第12条 (緊急時等における対応方法)

事業所は、指定短期入所生活介護 [指定介護予防短期入所生活介護] 従業者は、指定短期入所生活介護 [指定介護予防短期入所生活介護] の提供を行っているときに利用者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずることともに、管理者に報告する。

- 2 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入 所生活介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家 族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措 置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録 をするものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を

速やかに行うものとする。

第13条 (非常災害対策)

非事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、 年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

第14条 (苦情処理)

指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第15条 (個人情報の保護)

事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。 第16条 (虐待防止に関する事項)

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものと する。

- (1)虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2)利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3)その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等 高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合 は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第17条 (業務継続計画の策定等)

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護 [指定介護予防短期入所生活介護] の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第18条 (身体的拘束等の適正化)

事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1)身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2)身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3)介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第19条 (利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に 資する方策を検討するための委員会の設置)

事業所は、事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の 生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該事業所における利用者の 安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検 討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものと する。)を定期的に開催しなければならない。

第20条 (地域との連携)

事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

第21条 (その他運営に関する留意事項)

事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものと し、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1)採用時研修 採用後3ヵ月以内
- (2)継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持 させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき 旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、短期入所生活介護に関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人い わき会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成24年5月1日から施行する。
- この規程は、平成26年4月1日から前項を改訂して施行する。
- この規程は、令和元年10月1日から前項を改訂して施行する。
- この規程は、令和6年10月1日から前項を改訂して施行する。